

令和元年定例会
環境生活農林水産常任委員會
說明資料

(所管事項説明)

別冊1-1 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案

別冊1-2 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）最終案（別冊資料編）

別冊2 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（最終案）

別冊3 三重県農業農村整備計画（素案）

別冊4 第3期みえ生物多様性推進プラン（第3期）中間案

令和元年12月 農林水產部

(1)「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案及び次期の『三重県行財政改革取組』(素案)に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」への回答

(総括的事項)

番号	申し入れ 内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
1 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称) 中間案について				
4	大規模自然災害への備えについて	防災対策部 国土整備部 農林水産部	<p>近年、全国で想定を超える台風や集中豪雨、これに伴う土砂災害、河川の氾濫などの大規模な災害が頻発し、県内でも甚大な被害が発生しています。</p> <p>また、政府が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率が「70~80%」に引き上げられていることから、大規模地震・津波への備えについても喫緊の課題となってきています。</p> <p>県では、住民の生命や財産を守るために、ソフトとハード両面から、防災・減災対策に取り組んでいますが、大規模な自然災害への対策が一層重要になっています。</p> <p>つきましては、防災・減災に関し、県の総力を結集させた万全の備えを構築するため、変容し激化する自然災害への対策に遅れや漏れを生じさせないという観点から精査いただくことを要望します。</p>	<p>中間案においても、南海トラフ地震や頻発する風水害に備える、という観点から取組等を記載しているところですが、新たに発生した災害の経験や教訓をふまえ、防災・減災対策を検討していくことは重要であることから、内容を精査しました。</p> <p>引き続き、河川・海岸・土砂災害防止施設・治山施設の整備や橋梁・堤防・ため池・排水機場・漁港の耐震対策などのハード対策に加え、洪水浸水想定区域図の作成などのソフト対策等、防災・減災、国土強靭化の取組を強力かつ継続的に進めてまいります。</p>

(2)「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)中間案に対する意見」への回答

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
147	獣害対策の推進	農林水産部	山間部においては、針葉樹林や広葉樹林の再生も中長期的な視点では人と獣の住み分けにつながり、獣害対策として有効であると考えられることから、森林の再生等による人と獣との住み分けやエリア防御の考え方について記述されたい。	野生鳥獣による被害の減少に向け、集落主体で侵入防止柵整備や捕獲、獣の餌場をなくす取組等を進めています。また、森林では、生産林や環境林、それぞれのゾーニングに応じた施策を実施しており、環境林を中心に、生物多様性にも配慮した持続可能な森林づくりを、施策313において進めることとしています。こうした取組を施策横断的に進めることで、人と獣の棲み分けにつなげてまいります。
253	農山漁村の振興	農林水産部	主指標「農山漁村の交流人口」について、施策の目的として、地域で生まれ育った人が地域に定着することがまず先にあるべきと考えることから、その目的にあつた主指標を設定することについて検討されたい。	県民の皆さんとめざす姿として、多くの人が「住みたい」、「住み続けたい」、「訪れたい」と感じる地域とし、中間案では、主に「訪れたい」と感じる人の増加を目標として、交流人口を主指標に設定したところです。 委員会からのご意見をふまえ、地域資源を生かしたビジネスや自然体験などの活動をより一層進め、地域全体の活性化を図ることが、農山漁村地域への定着や交流人口の増加につながることから、その成果をあらわす主指標として、「農山漁村の活性化につながる新たな取組数」に変更しました。
314	水産業の振興	農林水産部	水産業の振興においては、豊かで魚が住みやすい海の水質管理が重要であることから、環境基準に基づく環境政策を推進する環境生活部をはじめ、市町、水産・漁業関係者等とも連携し、「きれいな海」の実現に向け、長期的な視点で取組を進められたい。また、干潟・藻場の再生・保全についても、関係者等と連携して効果的な取組を進められたい。	農林水産部では、栄養塩が少なくても色落ちしにくい黒ノリの品種開発等の対策を漁業者や漁協、市町と連携して進めるとともに、本県で試験的に進めている下水道の管理運転の効果検証や、瀬戸内海や三河湾での先進事例も参考に、環境生活部、県土整備部とも連携しながら、ノリ養殖業の振興に向けて取り組んでいきます。 また、「豊かな海」の実現に向け、干潟・藻場の再生・保全について、漁協や市町等の関係者等と緊密に連携しながら取組を進めるなど、漁場環境の改善を図ってまいります。

(3) 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」(仮称)最終案について

令和元年10月9日の環境生活農林水産常任委員会において、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)中間案についてご審議いただき、11月1日には、県議会から中間案に対する知事への申し入れをいただきました。

こうしたご意見等をふまえながら、別冊1-1「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)【最終案】(農林水産部関係抜粋分)」にまとめました。

なお、中間案からの主な修正箇所については、次のとおりです。

1 主な修正箇所

(1) 施策147 獣害対策の推進

① 「現状と課題」を修正

(中間案) イノシシについては、豚コレラの感染源となっていることから、捕獲の強化や経口ワクチン散布など、発生源の抑制対策が求められています。

(最終案) CSFの感染源と考えられているイノシシについては、捕獲の強化により、生息数の減少に向けた対策を講じていく必要があります。

②副指標「イノシシによる被害が減少したと実感する集落等の割合」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 農業集落代表者アンケートで、イノシシ被害があると回答した集落のうち、イノシシ被害が「前年度より減少した」と回答した集落およびイノシシ被害があるものの「ほとんどない」または「軽微」と答え、かつ「前年度と変わらない」と回答した集落の割合

(最終案) 農業集落代表者アンケートで、イノシシ被害があると回答した集落のうち、イノシシ被害が「前年度より減少、または抑えられている」と回答した集落の割合

(2) 施策253 農山漁村の振興

①基本事業1 「人や産業が元気な農山漁村づくり」の取組方向を修正

(中間案) 国内外の人びとがより長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村地域の資源を活用したビジネス創出の取組などを促進します。

(最終案) 農山漁村地域に国内外から多くの人を呼び込み、より長い滞在・交流の促進を図るため、さまざまな主体と連携し農山漁村の地域資源を活用したビジネス創出の取組などを加速化します。

②主指標の「目標項目」を修正

(中間案) 「農山漁村の交流人口」

(最終案) 「農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)」

③主指標の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 農山漁村において、農山漁村の暮らし、食文化、農林水産業等を身近に体験することができる施設（観光客実態調査対象施設を除く。）の利用者数

(最終案) 農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数

(3) 施策311 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上

①副指標「農林水産業の国際認証等を活用した取引件数（累計）」の「目標項目」を修正

(中間案) 「農林水産業の国際認証等を活用した取引件数（累計）」

(最終案) 「農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数（累計）」

(4) 施策312 農業の振興

①「現状と課題」を修正

(中間案) TPP11 や日欧 EPA などのグローバル化にも対応しつつ、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた、AI・ICT 等の活用によるスマート化に取り組みながら、雇用力のある農業法人や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材、新規就農者などを確保・育成していくことが重要です。

(最終案) 効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、TPP11 や日欧 EPA 等によるグローバル化に対応しながら、AI 等の ICT の活用によるスマート化を進めるとともに、雇用力のある農業法人や次世代農業の主軸となる農業ビジネス人材、新規就農者などの確保・育成に取り組む必要があります。また、家畜伝染病など地域や産地に大きな影響を及ぼすリスクに適切に対応していくことが必要となっています。

②「現状と課題」を修正

(中間案) 中山間地域など、担い手が不足し家族農業に支えられている地域では、集落等の地域のつながりも生かしながら、農業経営の共同化を図り、生産性の向上や付加価値づくりを進めることで、多様な担い手の確保に

(最終案) 中山間地域など、担い手が不足している地域では、集落営農など農業経営の共同化や地域資源を生かした付加価値づくり等を進めることにより、さまざまな地域の関係者が参画する地域営農体制の構築に

③基本事業2 「持続可能なもうかる畜産業の実現」の取組方向を修正

(中間案) 国内外への販路拡大の促進や食品事業者と連携したエコフィードなどによる高付加価値化等に取り組みます。また、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

(最終案) 国内外への販路拡大の促進や食品関連事業者と連携した高付加価値化等に取り組みます。また、CSF等家畜伝染病の発生により影響を受けた農場等に対する経営支援に取り組むとともに、県産畜産物の消費拡大を図ります。さらに、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討を進めます。

④基本事業3「農業の多様な担い手の確保・育成」の取組方向を修正

(中間案) また、多様な農業経営体や集落営農組織の育成、地域活性化プランの推進等に取り組みます。

(最終案) また、小規模農家や高齢農家等が参画した集落営農組織の育成、地域資源の活用による価値創出を目的とした地域活性化プランの推進などを通じて、地域の実情に即した多様な担い手が共生する営農体制の構築を促進します。

(5) 施策313 林業の振興と森林づくり

①副指標「地域に密着した森林環境教育・木育指導者数」の「目標項目の説明」を修正

(中間案) 小学校区を単位として、地域の実情に応じて実施する指導者養成講座を受講し、現に活動が可能な森林環境教育や木育の指導者数

(最終案) 地域の実情に応じて実施する指導者養成講座を受講し、現に活動が可能な森林環境教育や木育の指導者数

(6) 施策314 水産業の振興

①「現状と課題」を修正

(中間案) 次の世代に確実に継承できる魅力ある水産業を確立できるよう、
(最終案) 次の世代に継承できる魅力ある水産業・漁村を確立できるよう、

②「現状と課題」を修正

(中間案) 生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村づくりを推進していく必要があります。

(最終案) 漁村地域の防災・減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備および活力ある漁村づくりを推進していく必要があります。

③基本事業3「災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築」の取組方向に内水面の記述を追記。

(最終案) また、内水面域の活性化を図るため、内水面資源の保全・活用、漁場環境の保全・管理等に取り組みます。

④副指標「沿岸水産資源の資源評価対象種漁獲量の拡大」の「目標項目」を修正

(中間案) 沿岸水産資源の資源評価対象種漁獲量の拡大

(最終案) 沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合

(4) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（最終案）について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例(平成 22 年 12 月制定・施行)」(以下「条例」という)に基づく基本計画について、現行の基本計画(平成 28 年 3 月策定)の本年度中の見直しに向け、作業を進めています。

これまでに、本常任委員会や基本計画懇話会でご議論いただくとともに、農業者・農業関係団体・市町との意見交換会やパブリックコメントなどを実施して、多方面から意見を聴取してきたところです。

1 基本計画策定向けた農業者との意見交換等の実施について

基本計画(中間案)については、本常任委員会の他に、これまで農業者や農業関係団体、市町の農政担当者との意見交換会などを全 37 回、572 名の参加者のもと開催し、188 件の意見をいただきました。

また、パブリックコメント(10 月 24 日～11 月 25 日)を実施し、37 件の意見をいただきましたところです。

【常任委員会における意見】

- ①農村の活性化に向け、交流の拡大も大事であるが、地域の農業者や関係団体などによる主体的な取組を拡大することが重要なことから、目標は、そうした状況がわかるものに変更すべきと考える。
- ②価値創出の基本事業である県産農産物のブランド力向上の取組目標については、県産ブランド農産物等の県民への認知度向上だけでなく、県外における認知度向上の取組状況がわかるものに変更すべきと考える。

【懇話会や意見交換会等における主な意見】

- ③大規模経営を行う農業法人だけでは、地域農業を支えることができないため、地域の小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家など農業関係者が協力しながら地域の農業を守っていく体制づくりが必要ではないか。
- ④産地では農繁期の労働力確保が困難になっており、労働力の確保や定着に向けた取組が重要である。

2 基本計画(最終案)について

最終案については、中間案に対する意見や第 3 回基本計画懇話会での意見等をふまるとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画(仮称)」と整合を図りながら、目標数値を定めました。

また、第 5 章に施策横断的に注力する取組(プロジェクト・危機管理体制)を 4 つ設定し、それぞれ県段階・地域段階において、推進体制の構築をすることとしました。

- 1) スマート農業技術の実装
- 2) 多様な担い手の確保・育成
- 3) 國際認証を生かした販売促進の展開
- 4) C S F 等家畜防疫対策の強化・徹底

【中間案からの主な変更点】

- ①基本施策Ⅲの基本目標指標を「農山漁村の交流人口」から地域資源を生かした経済活動など「農山漁村の活性化につながる新たな取組数」に変更しました。
- ②基本事業IV-2の取組目標指標を「魅力ある県産農林水産物等が販売されていると感じる県民割合」から消費者や実需者とのコミュニケーションの醸成など「県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数」に変更しました。
- ③第3章2めざすべき将来の姿において、「雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿」をめざすこととします。
- ④基本事業II-3において、若者や子育て中の女性、高齢者など多様な人材の確保に向けた取組を産地や農業経営体の実情に応じて進めるとともに、こうした人材が定着するよう働きやすい労働環境の整備に取り組むこととします。

3 今後の対応

本委員会でのご意見を踏まえ、令和2年定例会2月定例月会議において、議案として提出することとしています。

- ・令和2年2月 議案提出
- ・令和2年3月 新たな基本計画の策定

(5) 三重県主要農作物種子条例(仮称)素案について

1 背景

県では、平成30年4月の「主要農作物種子法」廃止に伴い、切れ目なく「三重県主要農作物採種事業実施要綱」を制定して、従来と同様に稻、麦、大豆の優良種子の安定供給の確保を図ってきました。

また、要綱に基づく取組を検証するため、JAグループや県米麦協会等関係機関の参画のもと三重県採種事業検討会（以下、「検討会」という。）を設置し、優良種子の確保に特段の支障がないことを確認するとともに、条例化の必要性も含めた検討を進めてきており、本年8月に開催した検討会では、近隣県での条例制定も背景に「採種事業を継続するという農業者へのメッセージとして、条例化を検討してはどうか」との意見が出されたところです。

このため、県では、県議会からのご提案をはじめ、検討会や農業団体からいただいた意見等を踏まえて、現在の種子生産の体制について改めて検証を行い、県民の「食」の源となる稻、麦、大豆の種子生産への不安を払拭し、将来にわたって主要農作物の優良種子の生産と安定供給を維持していくための、「三重県主要農作物種子条例（仮称）」（以下、「条例」という。）の制定を進めています。

2 条例（素案）の検討状況

条例の制定に向けて、生産者、実需者やJA等からの意見聴取を行い、検討を進めています。

具体的には、検討会を9月に開催して関係機関と議論を進めるとともに、10月以降、県内JA、米卸業者、酒造組合、製粉工業協同組合、指導農業士会（稻作部会）や稻作経営者会議など16の団体等と意見交換を行ってきました。

こうした検討の中で、条例の制定に賛同を得るとともに、これまでと同様の採種事業の実施を基本とした条例にしてほしい等の意見をいただいたところです。

【主な意見】

- 条例が制定されることで安心して種子生産ができる。
- 農業現場が混乱しないよう、これまでと同様の採種事業の実施を基本とした条例にしてほしい。
- 需要のある品種を生産、確保していくためには、必要な種子が計画的に生産、供給される体制の継続が不可欠であり、条例により担保されることはあるがたい。
- 市場ニーズに対応した積極的な品種開発や在来種等への支援を盛り込んでほしい。

3 条例(素案)について

条例について、聴取した意見等を踏まえ、別添2-1のとおり素案を取りまとめました。

【ポイント】

- ① 主要農作物として稻、麦類(小麦、大麦、裸麦)、大豆種子の安定供給を図る。
- ② 廃止された種子法や県要綱と同様の事務を規定する。
- ③ 関係機関が一体となって体制を構築するため、関係者の役割を明記する。

本県の特色として

- ④ 品種開発を規定し、実需者等と協力して市場ニーズに対応した品種開発を行う。
- ⑤ 地域振興等の観点から、主要農作物の在来種等に関する技術的支援、情報提供を行う。

4 今後のスケジュール

引き続き、県議会においてご議論いただくとともに、パブリックコメントや検討会の開催などを行い、条例案の検討を進めてまいります。

令和2年1月	パブリックコメント
2月	三重県主要農作物採種事業検討会
3月	県議会定例月会議常任委員会：最終案説明
6月	県議会定例月会議：条例議案提出（予定）

(6) C S F (豚コレラ) に係る対応について

1 現状

県では、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（10月15日改正）」に基づき国へ提出した「ワクチン接種プログラム」が、10月21日に認定されたことを受けて、同日、家畜伝染病予防法第6条の規定により、対象となる県内の養豚農場等に対し、予防的ワクチン接種を命令する告示を行い、10月25日から、県内全域において初回のワクチン接種を開始し、11月3日に終了しました。

2 対応状況

(1) 飼養豚へのワクチン接種

①初回接種実施期間

令和元年10月25日（金）～11月3日（日・祝） 計10日間

（北勢地域の養豚農場等においては、10月25日～27日の3日間で接種完了）

②接種農場等数

74農場（養豚農場51農場、愛玩・展示用豚及びいのしし農場23農場）

③接種頭数 ※出荷前等（約13,200頭）の豚を除く

88,901頭（養豚農場88,828頭、愛玩・展示用豚及びいのしし73頭）

④接種手数料

初回接種時については、C S Fに対する県域での面的防護など公益上の安定を早急に図る必要があることから、全額免除。

（次回接種時から1頭あたり230円を徴収）

- ・初回接種において接種除外となった哺乳豚（生後40日程度まで）については、離乳後に、順次ワクチンを接種しています。
- ・なお、監視対象農場に設定していた12農場においては、11月15日までに上記哺乳豚への接種が完了し、農場内の全ての豚がワクチン接種豚となったことから、国と協議のうえ監視対象農場の設定を解除しました。

(2) 経営支援対策及び風評被害対策

①経営支援対策

- ・発生農場の経営再建に向けて、農場の衛生管理の向上支援や資金確保などの経営支援などに取り組んでいます。なお、当該農場は、11月9日～10日に県が実施した環境検査の結果、農場内の清浄性が確認できたため、11月12日に繁殖候補豚82頭を導入し、事業を再開しました。

②風評被害対策

- ・県産豚肉等の魅力や価値を広くPRするため、11月25日に県産ブランド豚の流通事業者への取引拡大を進めるマッチング交流会を開催したほか、消費者や流通事業者等へ向けた科学的根拠に基づくワクチン接種豚の安全性の周知を図っています。

- ・また、流通段階での監視、モニタリング対策として、小売店等への巡回監視の強化や食肉流通事業者等に対する豚肉の消費動向等に関するヒアリングを行っています。

※12月5日現在で巡回監視対象の小売店等704件のうち699件の巡回を実施。

不当な表示、差別的な表示はなし。

(3) 野生いのしし対策

関係市町や猟友会等と連携を図りながら、経口ワクチンの散布と捕獲強化の取組を進めています。

①経口ワクチンの散布

夏季に北勢6市町（桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市）202地点において経口ワクチンの散布を実施しました。

なお、本年7月から先行してワクチン散布を行った3市町（桑名市、いなべ市、菰野町）においては、経口ワクチンにより抗体が付与されたと推定される野生いのししは12月9日時点で30頭となっており、捕獲頭数463頭に対して6.5%となっています。

②野生いのししの捕獲強化

経口ワクチンを散布した北勢6市町においては、狩猟者や車両を介してCSFウイルスを他の地域に拡散させる恐れがあることから、本年度の狩猟（令和元年11月1日～令和2年3月15日）を制限していますが、その間もサーベイランスのための調査捕獲を進めており、本年度末までに例年以上の2,000頭の野生いのししを捕獲することとしています。

※野生いのししの検査結果（死亡野生いのししの検査を含む）

本年12月9日時点で1,104頭の検査を実施、うち30頭の陽性を確認
(陽性の内訳：いなべ市22頭、桑名市2頭、菰野町6頭)

また、経口ワクチン散布実施地域外（県内中南勢部等）においても、19市町の25猟友会支部及び分会の協力のもと、県内産ジビエの安全・安心確保や県内全域でのCSFの広がりを調査するため、毎月定期的に野生いのししのCSF検査を実施しています。

※本年12月9日時点で19市町のうち捕獲実績のあった18市町において62頭の検査を実施し、全て陰性

3 今後の取組

CSFの感染拡大を防止するため、飼養豚へのワクチン接種や、ワクチン接種に伴う風評被害対策を継続するとともに、失われた販路やブランド力など経営資源回復のための措置など、養豚農家に寄り添ったきめ細かな支援などを進めています。

(1) 飼養豚へのワクチン接種

- ・今後も継続的に離乳豚等へのワクチン接種を進めるとともに、ワクチン接種豚の免疫付与状況を確認するため、抗体検査を実施します。
- ・抗体検査の結果、免疫付与が十分でない場合はワクチンの追加接種を行います。

(2) 経営支援対策及び風評被害対策

- ・経営支援対策については、引き続き養豚農家の意見・要望を踏まえ、きめ細かな対応を進めてまいります。
- ・風評被害対策については、生産者、加工事業者、小売店等が一体となった消費喚起キャンペーんや県内外のホテル・レストランに向けた積極的な食材PRを実施します。
- ・また、引き続き関係部局と連携し、豚肉の価格・取引量のモニタリングや不当表示の監視をきめ細かに行うことにより、県産豚肉等の風評被害の未然防止に取り組みます。

(3) 野生いのしし対策

- ・野生いのししの抗体付与率を高めるため、来年1月～2月における冬季の経口ワクチンの散布を、夏季に比べ約1.5倍となる300地点に増加のうえ実施します。また、これまでの散布で収集したデータ分析を行うとともに、猟友会等の関係者と連携して散布の方法や場所について改善を進めながら、継続的に散布を行っていきます。
- ・野生いのししの捕獲についてはICTわなの活用などにより捕獲者の省力化を進めるとともに、猟友会員等を対象にくくりわなを配付するなど捕獲体制の強化を図ります。
- ・また、12月補正予算において野生いのしし専用の検査施設、検査機器の整備に要する経費を計上し、CSF検査に係る検体数の増加に対応します。

※「豚コレラ」の名称については、当該疾病と科学的に何ら関係のないヒトの細菌性感染症である「コレラ」と混同され、生産者及び消費者等に不要な不安や不信を招く恐れがあるため、国の通知に基づき、国際的に使用されている英語表記の略称「CSF」に改めます。

(7) 三重県農業農村整備計画（素案）について

1 背景

県では、概ね10年後を見据えて、農業生産性の向上や安全・安心な農村づくりなどを計画的に進めていくため、平成28年3月に三重県農業農村整備計画（以下、「整備計画」という。）を策定しました。

整備計画策定以降、基盤整備を契機とした農地集積率の向上や、農業用ため池や排水機場の整備により浸水被害が未然に防止される集落が増えるなどの成果がありました。しかしながら、TPP11や日欧EPA等の発効によるグローバル化のさらなる進展や「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の施行など、農業及び農村を取り巻く情勢は変化し続けています。

そこで、農業、農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するために、市町、土地改良区、有識者懇話会の意見を踏まえ、整備計画の見直しに向けた作業を進めています。

2 新たな整備計画（素案）について

(1) 見直しの視点

整備計画の見直しにあたり、これまでの取組に加え、新たな情勢の変化に対応した見直しを検討しています。

- ・人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化、国土強靭化等の防災減災対策の加速化、Society5.0やSDGsの新たな潮流など、社会情勢の変化
- ・TPP11や日欧EPA等の発効によるグローバル化のさらなる進展やため池法の施行など、農業及び農村を取り巻く情勢の変化

これらの情勢の変化に対応するため、次の4点を見直しの視点とします。

見直しの視点① 農業生産力の強化に向けた新たな展開

見直しの視点② 安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開

見直しの視点③ 地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開

見直しの視点④ 活動組織の維持・発展に向けた新たな展開

(2) 見直しの視点を踏まえた主要な取組

①農業生産性の向上

農業用水路のパイプライン化及び場整備等の推進において、スマートフォン等の操作による用排水管理や、自動走行農機に対応した区画整備などスマート農業に適した生産基盤の整備に取り組みます。

②安全・安心な農村づくり

農業用ため池や排水機場等の耐震対策及び長寿命化に加えて、AIやICTを活用した管理システムやため池の管理組織を支援する体制を構築するなど、管理体制の強化に取り組みます。

③農村振興

農業用用排水路などの生産基盤や農業集落排水施設などの生活環境の整備を進めながら、活力ある持続的な農村の振興を図るため、豊かな地域資源を生かした加工施設や直販施設などの地域活性化施設の整備を支援します。

④多面的機能の維持・発揮

農業及び農村における多面的機能の維持・発揮に向けて、地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、共同活動に必要な人材確保のため、活動組織の広域化を推進し、組織力の強化に取り組みます。

(3) 関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むために、「三重まるごと自然体験構想 2020（仮称）」や「獣害対策」などの構想や施策と連携します。

3 今後のスケジュール

今後、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画と整合を図りながら、パブリックコメントや有識者懇話会の意見を踏まえて、整備計画(最終案)の検討を進めてまいります。

- ・令和元年12月12日 環境生活農林水産常任委員会（素案）
- ・令和元年12月中旬～ パブリックコメント
- ・令和2年2月 三重県農業農村整備計画有識者懇話会
- ・令和2年3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案）
- ・令和2年3月 新たな整備計画の策定

(8) 三重まるごと自然体験構想 2020（仮称）（素案）について

1 背景

三重まるごと自然体験構想は、2016年度から2019年度の4年間を構想の期間とし、三重の豊かな自然を“体験”“ツーリズム”という方法で発信し、国内外から多くの人を呼び込み、地域の人びとの交流を促進し、地域の活性化を図るとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ることを目的に、「ネットワークの構築、人材育成」、「企業等と連携した情報発信」や「三重ならではの自然体験プログラムの磨き上げ」などに取り組んできました。

その結果、自然体験参加者数が拡大し農山漁村交流人口が増加するなど農山漁村の活性化につなげることができました。また、自然体験が農山漁村の活性化における有力なコンテンツであることが分かりました。

しかしながら、人口減少への対応など地方創生の取組の本格化、インバウンドの増加、「三重とこわか県民健康会議」の取組をはじめとする健康寿命意識の高まりなど、社会情勢は変化し続けており、これらに的確に対応していくため、構想の見直しに向けた作業を進めています。

2 新たな構想（素案）について

(1) めざすべき姿及び、期間、取組方針について

新たな構想では、次の3点を三重がめざすべき“自然体験の聖地”となっている姿とします。

- ①国内外から多くの人々が三重県を訪れて、自然を体験し、交流が生まれている姿
- ②自然体験活動団体が、自然との共生と経営の視点を持ち、地域や企業と連携して活動している姿
- ③自然体験活動を通じて、地域の活力向上や子どもの生き抜く力の育成、豊かな自然が後世に引き継がれていく姿

構想の期間は令和2年度から令和5年度までの4年間とし、自然体験活動団体などによる「新たな価値協創」や「体制強化」に向けて、次の3点を取組方針とします。

- ①自然活動団体を核に構築されたネットワークの活性化と、地域の「食」や「泊」等に関わる活動団体の連携を強化
- ②アウトドアスポーツや健康、教育、観光に関連した企業等と活動団体や市町との連携を強化
- ③市町と県、市町間、都道府県間等、自治体間の連携を強化

(2) 取組の方向について

取組方針に基づき、めざすべき姿の実現に向けた取組の方向を、「自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創」、「自然体験活動の体制強化」に整理のうえ、以下のとおり考えています。

○自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創

①「三重とこわか県民健康会議」の取組と連携した、自然体験プログラムを活用した健康づくりの推進

健康経営や働き方改革に取り組む企業の従業員に自然体験機会を創出するとともに、アウトドア・アクティビティに関心の高いインバウンド等を呼び込むための情報発信などに取り組みます。

②市町を越えた連携等による「自然体験」「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の推進 インバウンドを含む多様な旅行者のニーズに沿った体験ツアーの開発を進めるため、「自然体験」に「食」「泊」を組み合わせ、市町を越えた滞在交流を促進し、農山漁村地域の活性化や若者等の定着につなげます。

③子どもが自然環境を守り、生かす力を育むための、自然体験を通じた、子どもたちの健全な心身の育成と自然を守り育てる意識の醸成

子どもたちの「生き抜く力」を育み、自然を守り育てる意識を醸成するため、野外体験保育の取組や、子どもたちが自然の中での遊びを通して主体性を学ぶ機会を創出します。また、都市と農村の相互の共感を育み、農山漁村の活性化につなげるため、子どもの農山漁村への受入れを促進します。

○自然体験活動の体制強化

①活動団体の連携強化とこれを生かしたプログラムの開発や磨き上げ

国内外から様々な人びとをさらに呼び込むため、活動団体間や企業との事業連携や、ネットワークを生かした魅力的なプログラムの開発を促進するほか、パーソナルバリアフリー基準の普及に取り組みます。

②自然体験活動を展開する人材の育成

三重ならではの自然体験サービスを提供するため、安全管理や地域の魅力を発信できるスタッフや地域全体をコーディネート・マネジメントできる人材の育成に取り組みます。

③活動団体の取組の国内外に向けた効果的な情報の発信

県内の自然体験活動を効果的に発信するため、アウトドア企業等との連携や様々なメディアを活用して多元的に情報発信します。また国内外のイベントの誘致や他県との連携を積極的に行うことで、国内外に向けた効果的な情報発信に取り組みます。

④県民の皆さん、活動団体や体験者等に対する自然環境の保護・保全に向けた意識の啓発

県民の皆さんに自然体験をとおして環境保全意識を高めていただけるよう、身近に取り組める自然体験の普及啓発に取り組みます。

(3) 関連施策

農山漁村の課題に総合的に取り組むために、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」や「三重県農業農村整備計画」などの施策と連携します。

3 今後のスケジュール

今後、健康づくりや観光振興など各種計画と整合を図りながら、市町や活動団体の意見を踏まえて、構想(最終案)の検討を進めてまいります。

- ・令和元年12月12日 環境生活農林水産常任委員会（素案）
- ・令和元年12月中旬～ 市町や活動団体との意見交換
- ・令和2年3月 環境生活農林水産常任委員会（最終案）
- ・令和2年3月 新たな構想の策定

(9) 第3期みえ生物多様性推進プラン中間案について

1 策定に向けた取組状況

みえ生物多様性推進プランについて、令和元年度中の見直しに向けた作業を進めています。

前回の常任委員会や三重県自然環境保全審議会でいただいたご意見等を踏まえて中間案（別冊4）をとりまとめました。

2 第3期みえ生物多様性推進プラン中間案の概要

(1) 骨子案からの変更点

骨子案で整理した4つの取組方針ごとの現状と課題、取組の方向性に沿って、行政、事業者、県民、NPO等民間団体、研究機関がそれぞれの役割に応じ、互いに協働し、自主的かつ積極的に取り組んでいく、具体的な施策について記載しました。

また、生物多様性の保全を更に進めるため、森林や河川・湿地等の地域空間別に各主体が取り組むべき内容を整理し、具体的に記載しました。

(2) 取組方針ごとの主な取組の方向性

①取組方針1 「重要な自然環境や野生生物の保全」

- 特に保全が必要な希少野生動植物種について、県指定希少野生動植物種に指定する等適正な保全を進めます。
- 開発行為に関し、生息生育地への影響の回避や低減等の配慮を促進します。

②取組方針2 「豊かな里地・里山・里海の保全と利用」

- 県民が主体となった里地・里山・里海の保全のための取組を促進します。
- 専門家、企業、行政等さまざまな主体の連携・協働による自然環境保全活動を促進します。

③取組方針3 「生物多様性への負荷の抑制」

- 地域在来種に著しい悪影響を及ぼしている外来種の増殖等の抑制に取り組みます。
- 温室効果ガスの排出量削減を進めるため、さまざまな主体と連携しながら地球温暖化防止の取組を推進します。

④取組方針4 「生物多様性保全の環境づくり」

- 保全活動に対する意識を高め具体の行動に結びつけるため、普及啓発や人材の育成を行います。
- 公共事業を実施する際は、生物について調査を実施し、事業による影響を低減するとともに、生態系ネットワークの構築を意識した事業や施設整備に努めます。

(3) 地域空間別の取組方向

「森林」、「田園地域・里地里山」、「都市部」、「河川・湿地等」、「沿岸・海洋域」のそれぞれの地域空間において、生態系ネットワークの形成を促進し、生物多様性を保全するため、行政、事業者、住民が取り組むべき内容を具体的に示しています。

3 自然環境保全審議会での主な意見

令和元年 11月 26 日に開催した三重県自然環境保全審議会における中間案の主な意見は次のとおりです。

- ・「里地・里山・里海」を保全するには、自然資源の適切な利用が必要であるため、取組方針 2 へ利用の文言を明示した方が良い。
- ・生態系ネットワーク形成の必要性を詳細に記載した方が良い。
- ・生物多様性保全の取組内容が、県民に対してわかりやすいように具体的な写真や事例を掲載した方が良い。

4 今後の対応

今後、中間案について、広く県民から意見を聴くためにパブリックコメントを実施するとともに、本委員会でいただいた意見等を踏まえて、2月下旬を目途に最終案を取りまとめる予定です。

その後、自然環境保全審議会に諮るとともに、本委員会に報告し、本年度末までに、第3期みえ生物多様性推進プランを策定してまいります。

(スケジュール)

令和2年1月	パブリックコメントの実施
2月下旬	自然環境保全審議会（自然環境部会）の開催（最終案）
3月上旬	環境生活農林水産常任委員会に最終案報告
3月下旬	第3期みえ生物多様性推進プランの策定

(10) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）最終案について

1 条例の検討状況

「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）」（以下、「条例」という。）について、これまでに本委員会でご議論いただくとともに、県内の各漁協、三重県漁連、信用漁連等の関係団体を訪問し、410名の方と意見交換を行うなど、「水産王国みえ」の復活に向けて、関係者が一体となって取り組んでいけるような条例となるよう検討を進めてきました。

2 パブリックコメントの実施

条例の中間案について、幅広く県民の方からの意見を聴取するため、パブリックコメントを下記のとおり実施しました。

○意見募集期間 令和元年10月18日～令和元年11月18日

○意見総数 60件

○いただいた主な意見

- ・前文を設け、条例で振興を図る前提としての、三重県における水産業及び漁村の意義や特色について記述してはどうか。
- ・基本理念の第三号については、同じことを繰り返しているように見え、読みづらいので改めてはどうか。
- ・今回の条例の制定をうれしく思う。三重県の漁業の将来をどう考え、どう実践していくのか期待したい。

3 三重県水産業・漁村振興懇話会の開催について

また、11月26日には、学識経験者や消費者団体、水産流通関係者、漁業者等で構成される三重県水産業・漁村振興懇話会を開催し、有識者からのご意見をいただきました。

○いただいた主な意見

- ・伊勢湾、志摩半島、熊野灘という3つの特色ある海をもつ三重県だからこそ、多様な漁業が営まれてきたと認識しており、リアス海岸の志摩半島についても、三重県の特色として前文に記載してはどうか。
- ・資源管理において、水産資源の状況を継続的にモニタリングしていくことが非常に重要である。
- ・子どもたちに三重県が水産王国であることを伝えていくなど、消費者の水産に関する理解の促進は非常に重要である。

4 条例の最終案について

条例の最終案について、これまでにいただいた意見を踏まえ、別添6-1のとおり取りまとめました。

①パブリックコメントを踏まえた修正点

- ・前文を設け、三重県の特徴、水産業及び漁村を取り巻く現状と振興の必要性、制定に向けた決意等を記載しました。
- ・基本理念の第三号については、「災害に強く生産性が高い水産業と安心で快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策や水産業の持続的な発展に資する基盤整備及び活力ある漁村づくりがされること。」と改めました。

- ②三重県水産業・漁村振興懇話会での意見を踏まえた修正点
・前文の2行目に「リアス海岸の志摩半島、」を挿入しました。

5 今後のスケジュール

令和2年2月 条例案提出

3月 環境生活農林水産常任委員会(議案の審議)

条例公布

4月 条例施行

(11) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）に基づく基本計画の骨子案について

1 現状

現在、本県の水産政策を次のステージへとさらに発展させるため、漁業者や関係団体、県民の皆さんと一体となって、三重県水産業・漁村の振興に総合的、持続的に取り組んでいけるよう、条例の制定に向けて取組を進め、最終案を取りまとめたところです。

これに合わせて、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例に基づく基本計画についても検討を進め、別添7のとおり骨子案を取りまとめました。

2 基本計画の作成にあたってのポイント

基本計画については、条例と同様にSDGsやSociety 5.0の視点も取り入れるとともに、国の水産政策の改革などの情勢の変化や、漁場環境の悪化や資源量の減少、消費者の魚離れなど本県の水産業を取り巻く厳しい環境へ対応し、水産業・漁村のめざす姿を実現していくため、「基本的な方針及び主要な目標」、基本的な方針を踏まえた「基本的施策」などを定めることとしています。

3 基本計画の主な構成

（1）基本的な方針及び主要な目標

将来にわたって、水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感できるよう、水産業・漁村のめざす姿の実現に向けて、施策を推進することとします。

①水産業・漁村のめざす姿

- ・将来にわたって、漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保できる姿
- ・さまざまな世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立している姿
- ・災害に強く生産性が高い水産業と安心で快適な漁村が構築されている姿

②基本計画の期間

10か年計画とし、おおむね5年ごとに見直すこととします。

③主要な目標

漁業産出額を主要な目標とします。

（2）基本的施策

基本的な方針を踏まえ、3つの基本的施策や関連施策等について、展開方向や目標を定めることとします。

- ・水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築
- ・多様な担い手の確保・育成と経営力の強化
- ・災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

4 今後のスケジュール

今後、三重県水産業・漁村振興懇話会においていただいた意見を踏まえるとともに、幅広く漁協など関係団体等を訪問して意見交換を行うなど、「水産王国みえ」の復活に向けて、関係者が一体となって取り組んでいける具体的な計画となるよう議論を深め、検討を進めてまいります。

令和2年3月	常任委員会・基本計画中間案報告
4月	基本計画パブリックコメント
5月頃	三重県水産業・漁村振興懇話会 (有識者からの意見聴取)
6月	常任委員会・基本計画最終案報告
9月	基本計画議案提出

幅広く漁業者及び漁
協等関係団体等から
の意見聴取

(12) アコヤガイ及び養殖カキのへい死等に係る対応について

1 現状（背景、課題）

本県の重要な養殖業である真珠養殖において、本年7月頃から、アコヤガイに外套膜が萎縮した症状やへい死が確認されたことを受け、8月に三重県真珠養殖連絡協議会（以下、「三真協」という。）と県水産研究所が実施したアンケート調査の結果、アコヤガイの平均へい死率は3年貝で24%、2年貝で23%、稚貝で70%と、稚貝において特に高いことが明らかになりました。稚貝の大量へい死は、来年あるいは再来年の真珠生産に大きく影響することが懸念されます。

こうした事態を受けて、9月18日には、三真協から県に対して、今回発生したへい死等の原因究明、稚貝の生産、経営の安定化に向けた支援や水産研究所の体制強化について要望をいただきました。

また、10月下旬に県内のカキ養殖業者から、今漁期の養殖カキはへい死率が高く、身入りも悪い傾向にあるとの情報提供があったことから、11月に県内（鳥羽市、志摩市、南伊勢町の各地区）のカキ養殖業者や関係漁協への聞き取りを実施しました。その結果、カキのへい死率は3～8割程度で、地域によってばらつきがあるものの、総じて例年（2～5割程度）よりも高いことが判明しました。なお、現時点では、養殖カキのへい死は収束しています。

2 本県の対応状況

本県では、真珠養殖業とカキ養殖業に携わる養殖業者の皆様が、今後も不安を抱えることなく事業を継続できるよう、原因究明をはじめとする様々な対応を進めています。

（1）アコヤガイ

①原因究明

県水産研究所における調査・解析により、アコヤガイの避寒時期などの飼育条件の違いや、冬季の海水温や餌となるプランクトンの発生状況が、アコヤガイのへい死率に影響を与えたことが分かりました。また、国の増養殖研究所や三重大学等による調査では、現時点において感染症が原因であるとは特定できませんでした。

②アコヤガイの種苗生産

年内に県水産研究所が、真珠養殖業者と連携して、種苗生産に必要な親貝を確保し、来年1月から公益財団法人 三重県水産振興事業団において複数種類の種苗の生産を開始できるよう調整を進めているところです。

③経営支援対策

被害を受けた真珠養殖業者の皆さんの経営面での不安を解消するため、9月9日に水産資源・経営課に相談窓口を設置し、これまでに5件の相談がありました。また、10月1日から、養殖業者に対する漁業近代化資金など制度資金の無利子化等の経営支援を開始しています。

④研究所の体制強化

10月1日から、アコヤガイのへい死に関する原因究明や原因を踏まえた被害軽減対策の検討・技術指導、種苗生産に必要な親貝の管理などの取組を進めるため、水産研究所研究員の担当業務を見直すことで、真珠研究体制を強化（現行の2名から4名に

増) しました。

⑤真珠養殖業者に対する調査結果の報告

県水産研究所が、10月25日（志摩市）と10月28日（南伊勢町）に養殖業者向けの報告会を開催し、アコヤガイのへい死等の原因究明に係る飼育条件及び漁場環境の影響の解析結果と、それに基づく適切な養殖管理の考え方について説明しました。報告会への参加者数は、真珠養殖業者、市町関係者など、2回あわせて99名でした。

⑥I C T ブイによる漁場環境の情報提供

アコヤガイのへい死等の発生には、海水温等の漁場環境や飼育条件が影響していると考えられたことから、その対策として海水温等の状況に応じて、適切に養殖管理を実施することが重要となります。そのため、県では英虞湾内に、海水温と塩分を1時間ごとに測定してリアルタイムでWEB上に表示できるI C T ブイを設置して、11月8日から運用を開始しました。

⑦適正養殖管理マニュアルの作成

県水産研究所では、アコヤガイのへい死等の被害を軽減させるため、英虞湾に設置したI C T ブイ等による水温や塩分データを活用し、避寒対策も含めたアコヤガイの適正な飼育条件についてまとめた「適正養殖管理マニュアル」を年内に作成します。

⑧国への要望

10月23日に、農林水産副大臣等に対し、アコヤガイのへい死等の対策に関して、原因究明、稚貝の安定生産、経営安定対策の推進について要望を行いました。副大臣からは、国として原因究明にしっかりと取り組むこと、真珠養殖の実情にあった共済制度の検討を進めていくことなど心強い回答をいただきました。

⑨他県等との連携

アコヤガイのへい死等の発生は、本県のみならず、愛媛県等の全国の真珠生産県でも確認されているため、各県との緊密な情報交換や連携した被害対策の取組が必要なことから、11月に職員2名を愛媛県に派遣して意見交換等を行いました。その結果、愛媛県では今期の真珠の浜揚げへの影響は小さいと予想されること、へい死した稚貝が母貝となる予定であった来年の秋以降の母貝供給への影響が大きいと予想されること、原因是不明ではあるが餌不足が影響を与えた可能性があること、原因究明に連携して取り組んでいく必要があること、などを確認しました。

(2) 養殖カキ

①原因究明

今漁期に確認されているカキの大量へい死の要因について、水産研究所が、鳥羽市をはじめとする市町や関係漁協、カキ養殖業者と連携して、調査・解析を進めた結果、7月下旬に急激な水温上昇があり、その後も平年より水温が高く、餌料プランクトンが少なかったことが影響したと考えられます。

②経営支援対策

養殖カキの主要生産地は、漁業共済に加入しており、被害が大きかった地区については、共済金の支払いが行われる見込みとなっています。

また、被害を受けた養殖業者の資金が不足しないよう、カキ養殖業者からの相談に応じて、漁業近代化資金などの制度資金を紹介するなど、市町や金融機関と連携して対応していくこととしています。

3 今後の取組

(1) アコヤガイ

県水産研究所による真珠養殖業者への聞き取り結果では、アコヤガイのへい死の発生は、10月末までに収まっていると考えられます。現在、県内では真珠の浜揚げが本格化しており、今後は真珠の生産量と品質についても情報収集を進めます。

また、大量へい死した稚貝の不足を補うため、来年4月下旬頃には複数種類の稚貝を真珠養殖業者に供給できるよう、関係者と連携して取り組んでまいります。

来期に向けた被害軽減対策として適正養殖管理マニュアルの周知を真珠養殖業者に図るとともに、引き続き、愛媛県や長崎県等の真珠生産県とも緊密に連携しながら、全力を挙げて対策に取り組んでまいります。

さらに、真珠の需要拡大に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける真珠の利用促進や、オールジャパン体制での海外へのアコヤ真珠の魅力発信について、国に対して要望を継続してまいります。

(2) 養殖カキ

引き続き、カキ養殖業者や関係漁協等と連携し、本年度のカキの生産状況の把握に努めてまいります。また、夏季の高水温や餌料プランクトンの減少など漁場環境の変動をふまえ、へい死率の軽減につながるよう、貝の栄養状態に影響すると考えられる養殖密度や垂下水深等の養殖管理の適正化の方策や、環境のモニタリングの実施について、カキ養殖業者等と連携して検討してまいります。

さらに、県水産研究所において昨年度から開始した、県内産のカキ種苗を安定して確保するための天然採苗や、高付加価値なシングルシード（一粒カキ）を採取する技術の開発の取組を進め、本県のカキ養殖業の経営安定化を図ってまいります。

(13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年9月18日～令和元年11月24日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	令和元年11月8日（金）
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか8名
4 質問事項	(1) 令和元年度三重ブランド認定審査について
5 調査審議結果	(1) 委員長に、三重大学 磯部 由香 教授が選出されました。 (2) 「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、申請のあった11件の第1次審査（書類審査）を行った結果、6件について第1次審査の認定基準に適合していると認められました。
6 備考	